

伊丹市立消費生活センター条例

昭和47年条例第12号

最終改正平成28年4月1日

(設置)

第1条 市民の消費生活の安定および向上に寄与するため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項に規定する施設として、伊丹市立消費生活センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、伊丹市宮ノ前2丁目2番2号とする。

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 消費者安全法第8条第2項各号に掲げる事務を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、消費生活全般にわたり、相談に応じ、および苦情の処理のためのあっせんを行うこと。
- (3) 消費生活に関する啓発に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(所長および職員の配置)

第4条 センターに所長およびセンターの事務を行うために必要な職員を置く。

2 センターに、消費者安全法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置く。

(職員に対する研修)

第5条 センターは、第3条各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第6条 センターは、第3条第1号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関して必要な事項は、市長が別に定める。

伊丹市立消費生活センター条例施行規則

昭和47年規則第78号

最終改正平成21年12月28日

(趣旨)

第1条 この規則は、伊丹市立消費生活センター条例（昭和47年伊丹市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 条例第3条第4号の市長が必要と認める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 消費者問題に係る調査に関すること。
- (2) 消費生活に関する資料の収集に関すること。
- (3) 消費者団体の育成に関すること。

(開館時間)

第3条 伊丹市立消費生活センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日および1月3日ならびに12月29日から12月31日まで

(利用者の遵守事項)

第5条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 市長の許可を受けないで、物品の販売、宣伝および寄付金品の募集その他これらに類する行為をしないこと。
- (2) 市長の許可を受けないで、ポスター・ビラ等を配布し、または掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、または火気を使用しないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) その他市長の指示すること。

(入館の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒否し、または退館を命ずることができる。

- (1) 建物または附属設備もしくは備品（以下「建物等」という。）を損傷し、もしくは滅失し、またはこれらのおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、もしくは他人の迷惑になる行為をし、またはこれらのおそれのある物品もしくは動物の類を携帯する者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(損害賠償等の義務)

第7条 センターを利用する者は、その責めに帰すべき理由により建物等を損傷し、または滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。